

# 立川市がん条例 逐条解説

令和8年6月

立川市議会

## 前文

(前文)

立川市は、多摩の交通の要衝として発展し、都市と緑が調和した活力あるまちとして進化を続けており、市民一人ひとりが地域で支え合い、健康でいきいきとした生活が送れるよう市民の主体的な健康づくりを推進しています。また、市内には複数のがん医療の拠点病院があり全国レベルの標準医療を受診できる医療資源にも恵まれています。

そうした中、がんと闘病してきた市民やその家族から提出されたがん条例の制定を求める請願が市議会にて全会一致で採択され、市議会としてその策定に向けた取り組みを進めてきました。

現在では、がんは誰でも罹患する病気であるとともに治る時代になっています。正しくがんを知り、がんの予防や早期発見、早期治療に努めるとともに、たとえがんに罹患しても治療を受けながら安心してその人らしく暮らし続けることのできる環境づくりが必要です。

立川市は、市民一人ひとりが、がんになっても自分らしく尊厳を持って生きられる、そんながん患者の生きる力を支援するまちを目指します。

私たちは、がんに向き合う人もそうでない人も、互いに尊重し合い、支え合いながら暮らしていける共生社会を目指し、市民の誰もが生涯にわたって健やかに安心して過ごせる立川をつくるためにこの条例を制定します。

前文は、条例制定にあたっての背景や経過等を含め、基本的な考え方を明らかにするために置いたもので、市の地理的、経済的な現状認識を述べるとともに、市のこれまでの取組を示しています。本市は交通の要衝であるとともに、市内にがん診療連携拠点病院が複数あることで高度な医療資源が集積しており、これらの病院を含めた医療機関の連携により、高度な医療が身近な地域で完結できる環境であるということも、市の特徴として触れています。

国民の2人に1人は一生のうちのがんにかかりうると言われており、立川市民の生命や健康にとって重大な脅威となっていることから、本市においては、がんによる死亡者を減少させるため、特定健康診査や成人歯科健康診査、各種がん検診の定期受診の定着化等による早期発見、早期治療を掲げていますが、条例制定時の本市のがん検診受診率（市が実施する検診を受診している方のみの数値）は、多摩26市の中でも低く、2割から4割程度となっています。がん検診の受診率とがんの罹患率に相関関係があるわけではありませんが、早期発見で治療すればがんによる死亡者を減らすことは、確実にできるものであり、そうした決意を込めた内容としています。

また、保健医療、福祉、地域の支援体制が連携し、市民参画のもとで、市民一人ひとりが安心して暮らし続けられる社会を目指すという、策定過程で共有された思いが込められています。

条例制定のきっかけとなったのは、がんを経験した市民やその家族と共に、がん患者支援やがん対策の活動を行っている市民団体から、市議会に市としてがん条例を制定してほしいという請願が出され、全会一致で採択したことによります。通常はこれを受けて行政が条例づくりを検討することになりますが、議会でがん条例について議論してきた経過もあり、行政と協議を行って、今回は議会が条例をつくることとなりました。

条例の策定にあたっては、議会としてプロジェクトチームを発足させ、39回にわたって調査や協議を行い、市の保健医療部、福祉部、教育委員会や社会福祉協議会、がん患者団体、医師会、歯科医師会、薬

剤師会、商工会議所など、多様な立場の関係者と意見交換を重ねました。また、小学校、中学校で行われている市内の病院によるがん教育の様子を視察しました。意見交換や視察を通して、既に行われている取組やその課題、地域で実際に求められている支援の状況と共に、それぞれの立場からの考えや思い、価値観などを知ることができました。中でも、各分野でがん患者や家族の相談にのり、寄り添った対応が行われている一方で、それが市として統一的に把握され市民に十分に共有されてはいないこともわかりました。条例制定によって、これら独自の取組が相乗的に市のがん対策をより積極的に進めることになると考えます。

立川市議会として初めての議員提案による政策条例となることから、条例策定に向けた検討は、議会事務局が作成した議員提案条例の制定に向けたロードマップをもとに進めてきました。このロードマップでは、条例の法的位置づけ、条例づくりの基本、議員が条例を提案する意義と、条例制定に必要なステップが示されています。このロードマップに沿って、ゴールである条例議決の時期を設定し、そこから逆算してスケジュールを立てて進めてきました。

条例策定の契機となった請願では、「がんになっても生きがいのある社会、一人ひとりが最適な治療を選択できる患者の権利が保障される社会としなければなりません。」「患者は医療チームの重要な一員として、『ともに医療を作っていく担い手』であり、医療の様々なプロセスに患者・市民を巻き込むことが欠かせなくなってきたており患者主体の医療が望まれています。」という思いが述べられていました。この思いを重く受け止めるとともに、この条例を真に立川市の条例とするために、検討の初期段階では立川市の地域課題の発見と解決策の検討を行って立法事実を確定し、それを踏まえての調査や関係団体等との意見交換し、プロジェクトチーム全員が条文の案を持ち寄って議論を積み重ねました。また、行政側にも協力をいただき、適時、意見交換をしながら、現実的な条例を目指してきました。

今回の条例制定は、市民団体や関係機関のみなさまのご協力のもと、プロジェクトチームメンバーの熱意と議会事務局の奮闘、行政の伴走により実現したものといえます。

## 第1条 目的

### (目的)

この条例は、市におけるがん対策に関し、市、市議会、市民、保健医療福祉関係者、事業者及び教育関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策の更なる推進を図り、誰もが安心して暮らせる、がんと共に生きる社会を目指すことを目的とする。

第1条では条例の目的として、市や市議会の責務、医療機関等の役割について明確にし、それぞれの主体が相互に連携して、がんの予防や早期発見、相談支援などの対策を推進することで、がんになっても自分らしく生きることができ、それを支える人も、がんになっていない人も、すべての市民が心豊かな生活を送ることのできる地域社会の実現を目指すことを示しています。

市は、がん対策基本法や国の第4期がん対策推進基本計画で掲げる「誰一人取り残さないがん対策の推進」に基づき、また、東京都の「東京都がん対策推進計画」や関係する施策等との整合性を保ちながら、がん対策に取り組んでいます。一方で、地域の実情に応じた総合的ながん対策を進めていくためには、市だけでなくさまざまな主体がそれぞれに行っている取組が有機的につながる必要があります。

立川市で暮らし、学び、働く人たちがそれぞれの立場で、また相互に連携してがん対策を推進していけるよう、この条例がそのよりどころとなり、後押しする力になってほしいという思いが、この目的に込められています。

## 第2条 市の責務

### (市の責務)

市は、国、東京都、保健医療福祉関係者及びがん患者等関係団体との十分な連携を図りつつ、がんの予防、早期発見及び早期治療に資する施策を講ずるものとする。

2 市は、市民に対して、がんに関する正しい知識及び理解の普及を図るとともに、市民ががんに罹患しても安心して生活し、尊厳を持って生きることができるとともに、地域社会の実現に向けて取り組むものとする。

市の責務について定めた規定です。条例策定過程での関係者との意見交換やメンバーでの議論の中で、正しい知識の普及啓発の重要性を確認したことから、予防や早期発見に実効性ある施策を進めるように求めています。

当然のことながら、がん対策の推進は、立川市のみで進められるものではありません。当事者たる患者及びその家族の声を聞き、医療機関はじめとした関係機関と連携を図りながら、市が推進する施策に反映させていくことが重要です。

なお、この条例で示す「がん患者等関係団体」とは、がん患者及びその家族等で構成される団体をいいます。

### 第3条 市議会の責務

(市議会の責務)

市議会は、議会活動を通じて市のがん対策が適切に実施されるよう、がん対策に関する施策について監視及び評価を行うものとする。

2 市議会は、がん患者をはじめとする市民の声が反映されるよう、市をはじめ関係機関との連携のもとにがん対策に積極的に取り組むものとする。

市議会が中心になって調査、議論を進め、議員提案として条例を制定したことから、施策の実施状況を点検し改善につなげるという議会の責任を果たすことを示している条文です。

また、条例策定にあたってがん患者団体や AYA 世代の患者の声を聞くなどの取組を行った経過を踏まえ、がん患者やその家族、市民の声が反映されるように、市や関係機関と連携して取り組むことを定めています。

条例制定後、取組のすべてを行政にゆだねるのではなく、議会側も主体的に取り組むことを示すことで、がん対策を継続的に進める体制を制度上保障する意義を持つ条文です。

### 第4条 市民の役割

(市民の役割)

市民は、がんの発生に影響を及ぼす生活習慣及び生活環境に関する正しい知識を持ち、がんの予防及び早期発見に努めるものとする。

市民が果たすべき役割を示しています。

この条例でいう市民とは、市内在住、在学、在勤の人をいいます。

がん対策を推進するためには、市民が自ら意識を持って主体的に取り組むことが重要です。市民は、国や東京都、医療機関や立川市などから発信されるがんに関する正しい情報の収集に努め、正しい知識を持って、がんにかかるリスクを減らす生活習慣や、がん検診の積極的な受診に努めるなど、がんの予防と早期発見に努めることが必要です。

この条は、市民に義務を課す趣旨ではなく、「がんから自分と家族を守るために知識を身につけ行動につなげよう」という協働の立場を規定しています。医療情報を正確に理解し、必要な場面で医療や相談、支援につながる行動をとることが期待されます。

## 第5条 保健医療福祉関係者の役割

### (保健医療福祉関係者の役割)

保健医療福祉関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に努めるとともに、相互に連携し、適切ながん医療及び介護等を提供できるよう努めるものとする。

この条例でいう保健医療福祉関係者とは、病院や診療所、調剤薬局などの医療機関、福祉施設・介護施設などの福祉関係機関など、保健医療と福祉に関わる機関及びこれらに係る業務に携わっている人をいいます。

市内には国が定めたがん診療連携拠点病院が複数あり、全国レベルの標準医療を受けられる環境が整っています。また、在宅医療に先進的に取り組む訪問診療機関も存在しており、平成27年から医療介護連携推進協議会を中心に在宅医療・在宅介護が進められてきました。これらのことは、本市の特徴といえるでしょう。

条例策定の過程では、様々な主体と意見交換を行いました。医療機関との意見交換では、早期発見・早期治療によりがんによる死亡を減らすという使命感や、がん治療においては時間との戦いとなる場合もあり判断の連続となること、医療機関同士で「つなぐ」ことの大切さなどが示されました。患者団体、社会福祉協議会との意見交換を行った中では、がん患者及びその家族は、常に決断を迫られる立場にあり、がんに対する正しい情報の提供が重要であることが語られました。

がん対策を推進するためには、保健医療福祉関係者の存在は欠かすことができません。この条では、まず、保健医療福祉関係者は、それぞれの立場で、がん検診の実施、がんに対する正しい知識の普及啓発、がん患者等が必要とする情報の提供など、市が実施するがん対策に協力するよう努めるよう求めています。さらに、適切ながん医療と介護等の提供のため、相互に連携することを求めています。がん患者とその家族の多面的な困難に対応するためには、入退院支援、在宅療養の継続、終末期の意思決定などは、医療と福祉の連携・協働が不可欠となる領域といえます。

## 第6条 事業者の役割

### (事業者の役割)

事業者は、従業員が定期的ながん検診を受けることができるよう環境の整備に努めるものとする。

2 事業者はがんに関する理解を深め、従業員又はその家族ががん患者となった場合であっても、当該従業員が勤務を継続しながら治療し、療養し、又は看護することができる環境の整備に努めるものとする。

市内に本社や支社、支店等があり市内で営業している事業者の役割を示しています。

事業所に勤めている人が、本人や家族ががん罹患することによって離職に至ることもあります。これは、本人の生活や治療、看護等に困難をきたすのみならず、事業者にとっても人材の喪失など重大な社会的損失となります。がん検診自体は事業者の責務ではありませんが、大切な従業員の健康管理を図るため、がん検診の受診を勧奨することや検診のための休暇を与えることは、事業者にとっても有意義なことです。また、たとえがんになったとしても、勤務時間の見直しなどといった負担軽減策を講ずることにより、安心して治療や療養、家族の看護が続けられる環境づくりを事業者として可能な範囲で努めることはがん対策を社会全体で進めていくうえで重要です。

検診休暇や勤務時間の見直しなどの制度を整えることが難しい中小事業者では、市のがん検診等の制度を従業員に周知して活用を促すなど、できる範囲での取組が考えられます。

市が事業者の環境整備を後押しする施策としては、各事業者の取組を表彰・認定して公表する等により、企業価値の向上に寄与することなどが考えられます。

## 第7条 教育関係者の役割

### (教育関係者の役割)

教育関係者は、児童及び生徒が健康及び命の大切さを学び、がんに関する正しい知識を持つための教育の推進に努めるものとする。

ここでいう教育関係者は、市立小中学校での教育に関係するすべての人をいいます。

教育関係者は、子どもに対して、命と健康、自らの体を適切に管理する大切さを学べるよう教育する役割を担っています。がんに関する正しい知識と小児がんをはじめとしたがん患者に対する正しい認識を持ち、寄り添う心を持って成長していくには、適時適切な学習などが必要です。そのためにも、教育関係者ががんに関する理解と心構えを持ち、児童生徒に寄り添った対応をすることが重要です。児童生徒の発達段階に応じ、また、家族や児童生徒自身ががんを経験している場合などを含めさまざまな家庭環境に十分配慮しながら、教育を行うことを求めています。

## 第8条 がん予防の推進

### (がん予防の推進)

市は、喫煙、飲酒、食生活、運動、口腔ケアその他の生活習慣及び生活環境が、がんの発生に及ぼす影響並びにがんの原因となるおそれのある感染症等に関する正しい知識の普及啓発その他がんの予防に関する必要な施策を講ずるものとする。

がん予防の推進を図るための施策について示しています。

がん予防において、生活習慣の改善は、1次予防として重要な課題の一つであり、生活習慣が健康に及ぼす影響についての正しい知識を市民が得られるようにすることが重要です。生活習慣の中でがんとの関係において一般的に知られている喫煙、食生活などに加え口腔ケアについても触れていますが、歯科検診を受けることで口腔がんの発見につながったり、適切な口腔ケアで口腔内が清潔に保たれることで、がんなどの治療等で気管挿管きかんそうかんを行う際のトラブルが低減できたり、治療においても予後が良いなどの効果があるとされていることから加えたものです。

また、がんのリスク要因として指摘されている環境由来の発がん性物質を含む生活環境ががんの発生に及ぼす影響や、がんの原因となるおそれのある感染症等に関する正しい知識の普及も必要です。

市は、この条文に基づき、市民ががんの罹患に関する正しい知識を得るための普及啓発や、市民が主体的に健康増進（セルフケア）に励めるよう、がんや生活習慣病等の疾病予防のために運動などに取り組む市民を応援する施策を講じるよう努めることとなります。

一方で、がんの要因は生活習慣や生活環境だけではなく、発症の原因がわからないがんもあります。がんの予防と生活習慣や生活環境の関係を過度に結びつけてとらえることで、「がんになったのは生活習慣が乱れていたから」とあるとか、「生活環境に注意ができていればがんにならなかった」といったように、がん患者やその家族などが自分を責めてしまうことがないように留意する必要があります。

生活習慣や生活環境を意識することは、がんや生活習慣病などの疾病の予防という面だけでなく、より健やかに暮らしていくための行動でもあるということも併せて伝えていくことが大切です。

## 第9条 がんの早期発見の推進

### (がんの早期発見の推進)

市は、がんの早期発見を推進するため、がん検診を受診しやすい環境の整備その他がん検診の受診率を向上させるための施策を講ずるものとする。

- 2 市は、国の指針に基づく適切ながん検診を実施するものとする。
- 3 市は、特に子育て世代が、がん検診を受診しやすい環境の整備に努めるものとする。

がんは早期発見し治療することにより克服することができる疾病になりつつあることから、がんの早期発見を推進していくための条文です。がんの早期発見を推進するため、がん検診の受診率向上のための施策と適切ながん検診に取り組んでいくことを述べています。

がん検診の受診率とがんの罹患率は相関関係があるわけではありませんが、がんを早期に発見することで早期に治療することができ、身体的、また経済的な負担を軽減することにつながり、がんによる死亡者の減少にも確実につながることから、受診率の向上は重要な取組です。

がん検診は、市が実施するもの以外にも、企業等の健康保険組合が福利厚生の一環として実施する場合や個人で病院や人間ドックで受診する場合等があります。市の検診の受診率向上と合わせて、広報やホームページを使ってがん検診に関する情報提供を行うとともに、市全体の受診率等についても情報収集を行う必要があります。

本条例策定の時点では、市が把握することができるがん検診の受診状況は、市が行う検診を受診している方の情報に限られ、職場などでの検診を含めた市民全体のがん検診の受診率を把握することはできず、受診率の向上を評価する指標を設定することは困難な状況にあります。一方で、国においてがん検診の受診率を集約する仕組みづくりの動きがあることから、将来的にはより明確な数値を根拠に取組を進めることが期待できます。

「がん検診を受診しやすい環境の整備」としているのは、条例策定に向けた関係者との意見交換のなかで、子育て世代（特に女性）ががん検診を受けられていない状況があることを認識したことからの書き込みです。子育てで忙しい中でも検診を受けてほしい、そのためには検診を受けやすい環境整備が必要、との思いが込められています。検診を受けたいけれども、育児や介護、仕事等で行く時間がない方が、ショッピングモールやイベント会場などで「ついで検診」できるような取組の実現を期待しています。

がん検診の手法は、今後も進展することが予想されるため、必要な施策が効果的に行えるような表現としています。

## 第10条 緩和ケアの推進

### (緩和ケアの推進)

市は、保健医療福祉関係者と連携を図り、がん患者に寄り添い、緩和ケアの推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

緩和ケアとは、がん患者等の身体的苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減等を目的とする医療、看護、福祉その他の行為をいいます。

がんによって生じる身体の不調や精神的な問題に対処していくことは、がんという病気自体の治療と同じように大切なことです。在宅での治療を希望するがん患者に寄り添うことなどをはじめ、緩和ケアの推進により、がんの治療を単に病気に対する治療としてだけでなく、患者のからだところのつらさを和らげ、社会生活あるいは家族までを含めて全体を支えるものにしていくことが求められています。

緩和ケアを推進するには、がん患者が病期（ステージ）にかかわらず心身の苦痛を和らげ、自分らしい生活を続けられるよう、医療・介護・家族や支援者が連携し、患者の思いや生活背景に寄り添って支援を行うことが重要です。また、終末期に限ることなく早期から緩和ケアにつながるができるよう、市民への制度などの周知や理解促進も必要とされます。

## 第 11 条 ライフステージに応じた支援の推進

(ライフステージに応じた支援の推進)

市は、小児期、AYA 世代（思春期及び若年の成人の世代をいう。）、高齢期等の各段階におけるがん患者に特有な身体的、精神的、心理的及び社会的な問題に対し、それぞれの段階に応じた支援をするよう努めるものとする。

この条は、がん患者やその家族が直面する課題が、年齢や家族構成、社会的な役割、いわゆるライフステージによって大きく異なる、という問題意識から検討が始まりました。特に議論の出発点となったのが、AYA 世代と子育て期のがん患者への支援です。

AYA 世代については、子ども医療費助成の対象から外れ、介護保険にも該当しない、いわば制度のはざまに置かれやすい世代です。進学や就職、結婚、妊娠・出産といった人生の大きな節目での罹患で、身体的、精神的、そして社会的にも負担が非常に大きいことから、当初は AYA 世代支援を独立した条として設ける案も検討していました。

また、子育て期については、市内で活動しているがん罹患した母親と子どものためのピアサポートグループと意見交換を行い、治療と育児の両立の難しさや、子どもの心のケア、保育や学校、行政との連携の重要性など、体験をふまえた切実な声を伺いました。

議論を重ねる中で、課題は AYA 世代だけに限らず、小児期、高齢期、就労世代など、すべてのライフステージに固有の困難があるという認識が共有されました。そこで、特定の世代を切り出すのではなく、ライフステージごとの特性に応じた支援を市の基本姿勢として明確にするため、現在の第 11 条の形に整理されています。年齢で一律に区切るのではなく、その人の生活段階や役割に応じて、医療にとどまらず、福祉、教育、就労などを横断した支援を進めていくことを市の責務として示す条文です。

それぞれの世代に対する支援では、以下の視点で施策を実施することが求められます。

### ① 小児期

適切で円滑な教育環境の確保と、本人とその家族に対する支援

### ② AYA 世代

AYA 世代特有の就学、就職、結婚、妊娠・出産等、様々なライフイベントの時期における身体的、精神的、心理的及び社会的問題に関する情報提供と適切な支援

### ③ 子育て期

がん患者が乳幼児や小中高生の子を育てている場合、治療と子育ての両立が困難となることから、保育・学校との連携、子どもの心のケア、行政・福祉サービスとの調整など、家族全体を支援する「親子支援」の仕組みが必要

### ④ 高齢期

罹患率が高まる高齢者（65歳以上）に対する予防啓発と情報提供を重点的に推進し、持病等により病状や悩みが個々に異なる身体的状況に、段階に応じたきめ細やかな支援を行う

## 第12条 がん患者及びその家族への支援

(がん患者及びその家族への支援)

市は、がん患者及びその家族の精神的及び経済的な不安を軽減するための情報提供、相談体制及び情報交換の場の確保その他の環境整備に努めるものとする。

市は、これまで「健やかたちかわ21プラン」に基づき、市民の健康づくりを推進してきました。令和7年度から11年度を計画期間とする第4次計画では、国の第4期がん対策推進基本計画を受けて、がんを重点施策の1つに据え、3つの柱として「予防」「早期発見・早期治療」「患者への支援」を示し、がん罹患した後の患者への支援の視点が初めて盛り込まれました。

これまで、がんの予防・早期発見には当たり前のように取り組んできましたが、がん罹患した後の取組は行われていませんでした。これからは、同プランに基づいて、がんと共に生きる、がん患者の生きる力を支援するという、誰もがその人らしく尊厳を持って暮らし続けることができるための取組として、ACP(※)などの更なる推進が求められます。

がん患者の多くは、治療等に伴う身体的な苦痛に加え、がんが診断された時から不安や心理的苦痛を抱えており、その苦痛は家族も同様です。がん患者ががんと共に生きるためには、患者だけでなく家族も含めて支援する取組が必要であり、そのことを規定した第12条は、この条例の根幹をなす部分の1つです。

この条では、市が、がん罹患した市民とその家族ががんと共に生きるための環境整備を行うよう努めることを定めていますが、例示した取組は基本的な事項にとどまっています。これは、初めから高い理想を語るのではなく、現実的に、今、市が出来る取組を示し、今後の充実に期待する思いが込められています。

市が取組を進めるにあたっては、まず「寄り添う」という視点が重要です。患者だけでなく一緒に暮らし支える家族にも寄り添って不安や思いを受け止め、がん患者と家族の療養生活の質が向上し、その人らしく暮らすための選択ができるような支援が望まれます。具体的な支援としては、患者本人及び家族の不安や、精神的、心理的、身体的そして経済的悩みに寄り添える相談窓口の体制、患者や家族同士が気軽に立ち寄って情報交換できる場所、居場所を確保していく取組を進めることを想定しています。

※ ACP：アドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning)の略で、「人生会議」ともいう。もしもの時のために、その人が望む医療やケアなどについて前もって考え、家族や医療者、ケアや支援を担う立場の人などと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。

## 第13条 がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進

(がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進)

市は、国、東京都、保健医療福祉関係者等と連携し、がんに罹患しても住み慣れた地域で生活できるよう、がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進に努めるものとする。

がん患者とその家族を支える地域づくりを進めるには、情報共有、多職種連携、ピアサポート（患者同士の支え合い）、総合的な相談支援体制の構築、そして「がんとの共生」を掲げた地域住民全体での取組が重要で、これは「がんと向き合いながらも安心して暮らせる社会」を目指す包括的なアプローチです。

具体的な取組としては、以下のような事項を想定しています。

- ① 多職種・多機関連携の強化
  - ・ 現在行なっている医療・介護の連携のさらなる充実
  - ・ 在宅で療養できる体制の情報提供等
- ② 相談支援体制の充実
  - ・ がん医療の拠点病院の相談機能と立川市が連携した、敷居の低い気軽な相談ができる仕組みづくり
  - ・ 「出張暮らしの保健室」事業を活用した、がんをテーマにした地域での気軽なお喋り・相談の場づくり
- ③ 居場所づくり
  - ・ ピアサポート等の研修を受けた市民が地域で力を活かす場の検討
  - ・ 学びやがん経験を活かし、気軽にお喋りができる「がんカフェ」等の居場所づくり

## 第14条 相談体制の充実

### (相談体制の充実)

市は、関係機関と連携し、市民に対するがんの予防、早期発見、治療、緩和ケア、在宅医療、生活上の不安等に係る相談体制の充実に努めるものとする。

第12条の「がん患者及びその家族への支援」において、相談体制を含めた環境整備について既に示していますが、相談体制の充実はがん対策の中でも非常に重要な事項であることから、改めて独立した条文として示しています。

第14条は、がん患者およびその家族等が、療養生活や就労、経済面、心のケアなど、生活全般にわたる多様な課題を抱えることを踏まえ、必要な相談支援につながるができる体制を整備することを目的としています。

また、拠点病院でも専門の相談員によつて的確なアドバイス等がなされていますが、市の相談窓口との連携が十分とはいえません。混在している個々の活動も含めて、今やっている事、今ある相談資源を活用する為の更なる「連携」「充実」を行う事で、その人が知りたい事に辿り着ける、市も本当にその人に合った相談先につなぐことができる体制が必要と考えます。

具体的な施策として想定しているものは以下の内容です。

- ① がん患者等関係団体が行うピアサポートへの支援について東京都と連携し、患者や家族に寄り添い、傾聴する取組
- ② すべての患者や家族が抱える不安や悩み、心の葛藤、複雑・多様化する患者のニーズに対応できる相談体制の充実と強化に向けた取組
- ③ 死別など大切な存在を失った悲しみ（グリーフ）に寄り添う支援

## 第15条 情報の収集及び提供並びに広報

(情報の収集及び提供並びに広報)

市は、市民ががんに関する適切な情報を得られるよう、国、東京都、保健医療福祉関係者等と連携し、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、がん患者等関係団体その他関係する機関及び団体と連携を図りつつ、市民に対し、がん医療等及びがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

3 市は、市民のがん対策に関する理解を深めるとともに関心を高めるため、広報活動その他必要な施策を推進するものとする。

一見、がんについての情報はあふれているように見えますが、正しく適切な情報を市民に提供することは、がん対策を進めていくために重要です。条例策定過程でのがん患者団体や行政、社会福祉協議会との意見交換や聞き取りからも、適切な情報の提供が求められていることが分かりました。がん患者やその家族、市民ががんに関する理解を深め適切な判断や対応ができるように情報の収集、提供及び広報活動その他必要な施策を推進することを規定しています。

## 第16条 がんに関する教育等の推進

(がんに関する教育等の推進)

市は、学校、保健医療福祉関係者、がん経験者等との連携を図り、児童及び生徒に対しては、がんについての理解並びにがん及び生活習慣病予防のための教育を、市民に対しては、がんに関する正しい知識の普及啓発を推進するものとする。

がんに関する正しい知識の普及、早期受診の促進、偏見や誤解の解消などを目的とした啓発活動を行うことを示しています。市民向け講座や市の広報、学校教育など多様な場が想定されます。

市立小中学校においては、学習指導要領に基づき、児童及び生徒に対しがんへの理解を促すとともに、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣ががんに与える影響等についての正しい知識を伝えるがん教育を実施しており、この取組を継続・充実していくことが求められます。

市民に対する正しい知識の普及啓発では、市民ががんに関する正しい理解を深め、自身のがん予防等の意識を高めることや、がん患者とその家族を支える地域づくりへの認識を持つことにつながることを期待されます。

## 第17条 がんの日

(がんの日)

市は、World cancer day である2月4日を「立川市がんの日」と定め、市民のがんに関する知識及び理解を深めるとともに関心を高め、がん対策の一層の推進を図るものとする。

2月4日はWorld cancer day（世界対がんデー）※です。

市民ががんについて知り、自らの健康や支え合いを考える契機として「立川市がんの日」を設けるものです。市民啓発、講座、展示、相談会など、がん対策への理解と参加を促す象徴的な日として位置付けます。

啓発等の取組にあたっては、がんの日の前後を含めた「週間」「月間」など一定の期間を定めて実施することや、ゆくゆくは複数の場でさまざまな主体による事業が行われることで、効果的な取組になると考えられます。また、事業の企画、実施、検証の過程への市民参画を進めることで、市民ががん対策を自分事としてとらえる契機となり、がん患者とその家族を支える地域づくりにつながることを期待できます。

高校生や大学生などの若い世代に対しては市が発信する情報は届きにくいことから、高校や大学等と連携してがんに関する知識の普及啓発を行う事も進めるべき取組です。

※ World cancer day（世界対がんデー）：平成12（2000）年2月4日に世界保健機関（WHO）や世界対がん連合（UICC）をはじめとする対がん運動を行う組織が集まって開催された「世界対がんサミット」において採択されたパリ憲章で定められた。

## 第18条 がん対策に関する計画

(がんに関する計画)

市は、がん対策に関する計画について、国及び東京都の計画との整合性を図りながら、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく市の健康増進計画において定めるものとする。

がん対策に関し、独立した計画を策定する自治体もありますが、本市においては、健康増進法に基づく市の健康増進計画であり、市民参画で策定している「健やかたちかわ21プラン」に定められている「がん対策」をがんに関する計画と位置づけ、同プランに基づき施策を展開することをこの条で示しています。

令和7年度から11年度を計画期間とする同プランでは、がん対策を重点施策の1つに据え、3つの柱として「予防」「早期発見・早期治療」「患者への支援」を示しています。同プランに基づく施策を進め、今後さらに充実していくことが求められます。

## 第 19 条 計画及び施策の見直し

(計画及び施策の見直し)

市は、がん対策に関する計画及び施策の実施状況について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

前条で示した、がんに関する計画である「健やかたちかわ 21 プラン」で定めるがん対策においては、取組方針、評価の指標などを明示し、継続的に改善可能な仕組みを整備することが重要となります。

## 第 20 条 財政上の措置

(財政上の措置)

市は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

がん対策に関する施策の実効性を確保するため、市は必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定しています。

## 第 21 条 議会への報告

(議会への報告)

市長は、毎年度、がん対策に関する施策の実施状況を市議会に報告するものとする。

市が取り組むがん対策の取組が着実に進むように、がん対策の進捗状況を市議会に報告することを求めています。

## 第 22 条 委任

(委任)

この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

この条例は市議会が策定・提案して制定したのですが、条例に基づいた取組を担う主体は市であることから、条例の施行に関して必要な事項を定めるのは市長であることを規定しています。